

意見書・議決一覧

議員提出議案が6件提出され、いずれも可決されました。

●内子町議会議員の定数条例の一部改正について

厳しい社会情勢の中、行財政改革の推進と住民感情の動向などを考慮し定数を18人から15人に削減します。この改正条例は次の内子町議会議員選挙から適用となります。

●専決事項の指定について

地方自治法第180条第1項の規定により議会の権限に属する軽易な事項で、議会が町村長の専決事項に指定したものは町長が専決処分することができると定められており、次の4項目を町長の専決処分事項に指定しました。

- (1) 目的物の価格が100万円以下（保険などにより目的物の価格の全額がほてんされるものにあつては、保険などにより支払われる金額の範囲内）の訴えの提起、和解および調停に関すること。
- (2) 1件100万円以下（保険な

どにより損害賠償の全額がほてんされるものにあつては、保険などにより支払われる金額の範囲内）の法律上、町の義務に属する損害賠償の額を定めること。

(3) 町有土地、建物およびその付属物の明渡しまたは賃貸に原因する請求に係る訴えの提起、和解および調停に関すること。

(4) 議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条に規定する契約で、500万円以内の変更契約を締結すること。

●「脱原発」政策の確立・推進を求める意見書

福島第一原子力発電所の事故を教訓に住民の危険や不安を避けるため、国のエネルギー政策を抜本的に転換し早期に原子力利用から脱却することを強く求め、意見書を提出しました。

●北朝鮮による拉致問題の早期解決に向けた積極的で強力な行動を求める意見書

全ての拉致被害者の早期帰国の実現のため北朝鮮政府に対し拉致被害者の再調査を強く求め、北朝鮮の人権の侵害をさら

に一層広く世界に訴え強固な国際連携のもとに、拉致問題の全面解決に向け全力で取り組むよう国に強く要望します。

●「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書

わが国の憲法は平時を想定したものであり外部からの武力攻撃、テロや大規模自然災害を想定した「非常事態事項」が明記されていません。そのためわが国の安全保障体制を確率し国民の生命と財産を守るため、「緊急事態基本法」を早期に制定するよう国へ強く要望します。

●内子町議会における綱紀肅正に関する決議

先般、内子町議会議員による不祥事が発生し町民の皆様には大変なご心配とご迷惑をおかけしたことは、誠に遺憾であり心よりお詫び申し上げます。二度とこのような不祥事が繰り返されないよう、公人としての責任と自覚を再確認し町民全体の奉仕者として今まで以上に人格と倫理の向上に努めます。また町民の期待と信頼に応え公正で民主的な町政の発展に寄与する議会を目指します。

議会傍聴のご案内

内子町議会は、傍聴席を設け、一般公開しています。

議会当日に、傍聴人受付簿に氏名などを記載すれば、どなたでも傍聴することができます。

●定員

30人（先着順）

※議会の開催日時など、詳しい内容は議会事務局へお問い合わせください。



【問い合わせ】

内子町議会事務局

（内子分庁内）

☎0893(44)2115